

## 香取広域市町村圏事務組合消防長及び消防署長の 資格を定める条例

平成 26 年 2 月 25 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 15 条第 2 項の規定により、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 香取広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)消防職員として消防事務に従事した者で、組合の消防署長の職又は組合消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 組合構成市町の行政事務に従事した者で、当該市町の長の直近下位の内部組織の長の職その他当該市町におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、組合消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。